

介護福祉士国家試験関係法令

1 「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)(抄)

(定義)

第2条(略)

- 2 この法律において「介護福祉士」とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護(喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。)を含む。)を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと(以下「介護等」という。)を業とする者をいう。

(社会福祉士試験の無効等・第40条第3項で介護福祉士試験に準用)

第8条 厚生労働大臣は、社会福祉士試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて社会福祉士試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料・第40条第3項で介護福祉士試験に準用)

第9条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

- 2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

(介護福祉士試験)

第40条 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

- 2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。
 - 一 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - 二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - 三 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者(この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)であって、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - 四 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもののにおいて3年以上(専攻科において2年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上)介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
 - 五 3年以上介護等の業務に従事した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - 六 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの
- 3 第6条、第8条及び第9条の規定は、介護福祉士試験について準用する。

(登録)

第42条 介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

- 2 (略)

附則

第9条 第40条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者であって、9月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。

- 一 平成26年3月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において3年以上(専攻科において2年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、2年以上)介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者
- 二 平成28年4月1日から平成31年3月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において3年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者(次号に掲げる者を除く。)
- 三 平成28年4月1日から平成32年3月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校の専攻科(修業年限が2年以上であるものに限る。)において2年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者

改正法附則（平成19年12月5日）

第5条 附則第1条第三号に掲げる規定の施行の際現に第2条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第二号に規定する要件に該当する者は、第2条の規定による改正後の同法第40条第2項の規定にかかわらず、介護福祉士試験を受けることができる。

2 「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」（昭和62年政令第402号）（抄）

（受験手数料）

第12条 （略）

2 法第40条第3項において準用する法第9条第1項の受験手数料の額は、20,510円とする。

3 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号）（抄）

（介護福祉士試験の受験資格）

第21条 法第40条第2項第6号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 学校教育法による高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第5に定める高等学校等に係る教科目及び単位数を修めて、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者
- 二 インドネシア人介護福祉士候補者（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書10第1編第6節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。）、フィリピン人介護福祉士候補者（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定附属書8第1部第6節1（b）の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたフィリピン人をいう。）又はベトナム人介護福祉士候補者（平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡1（b）の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。）であって、3年以上介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。）の業務に従事した者
- 三 3年以上介護等の業務に従事した者であって、次に掲げる課程のいずれかを修了した後、法第40条第2項第5号に規定する学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
 - イ 法附則第11条第2項に規定する喀痰吸引等研修（別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修を除く。）の課程
 - ロ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程
 - ハ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第106号）附則第2条の規定による廃止前の訪問介護員に関する省令（ニ及びホにおいて「旧訪問介護員省令」という。）第1条に規定する1級課程
 - ニ 旧訪問介護員省令第1条に規定する2級課程
 - ホ 旧訪問介護員省令第1条に規定する3級課程
 - ヘ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程
 - ト イからへまでに掲げる課程に準ずる課程として厚生労働大臣が認める課程

（介護福祉士試験）

第22条 介護福祉士試験は、筆記の方法により行う。

附則

（介護福祉士試験の受験資格に関する経過措置）

第1条の2 第21条第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「修得したもの」とあるのは、「修得したもの及び3年以上介護等の業務に従事した者のうち、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者であって、附則第13条第3号の喀痰吸引等研修（別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修を除く。）を修了したことを証する書類の交付を受けたもの」と読み替えるものとする。

4 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(令和6年7月3日社援発0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知)

別添2

介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等

1 介護等の業務の範囲

介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター、障害児入所施設(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。)及び指定発達支援医療機関の利用者の保護に直接従事する職員(職業指導員、心理担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要な職員を除く。)
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設(障害者総合支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。)、障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設及び更生施設の介護職員
- (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員
- (5) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (6) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (7) 整備法第3条による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービスを行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
- (8) 指定訪問介護(介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)に該当する同法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。若しくは指定介護予防訪問介護(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)に該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)第5条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。)又は第一号訪問事業(介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。)の訪問介護員等
- (9) 指定訪問看護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護をいう。)又は指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。)において看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
- (10) 指定通所介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。若しくは指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。若しくは指定介護予防通所介護(指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。)若しくは指定短期入所生活介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。若しくは指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。)又は第一号通所事業(介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業をいう。)を行う施設(老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。)の介護職員
- (11) 指定訪問入浴介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。)又は指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。)の介護職員
- (12) 指定巡回・随時対応型訪問介護看護(介護保険法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)に該当する同法第8条第15項に規定する巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。)の訪問介護員等
- (13) 指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。)の訪問介護員
- (14) 指定認知症対応型通所介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型通所介護(同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)に該当する同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。)を行う施設(老人デイサービスセンターを除く。)の介護職員
- (15) 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)の介護従業者
- (16) 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)の介護従業者
- (17) 指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスをい

- う。)の介護従業者
- (18) 指定通所リハビリテーション(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。)
若しくは指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所
リハビリテーションをいう。)又は指定短期入所療養介護(指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療
養介護をいう。)若しくは指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介
護予防短期入所療養介護をいう。)を行う施設の介護職員
- (19) 指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をい
う。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定
施設入居者生活介護をいう。)又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第9
項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。)を行う施設の介護職員
- (20) 指定介護老人福祉施設(指定施設サービス等に該当する介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設をいう。)又は指
定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を
いう。)(特別養護老人ホームを除く。)の介護職員
- (21) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その
他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員
のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (22) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、
その主たる業務が介護等の業務である者
- (23) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定
する指定介護療養型医療施設であって、同法第8条第26項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所(以下「病棟等」
という。)における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
- (24) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者
- (25) 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年3月厚生省告示第72号)別表第1(老人医科診療
報酬点数表)において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの(同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人
入院基本料(1から4)」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等をいう。)に
おいて看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者
- (26) 医療法第1条の5に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務で
ある者
- (27) 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護事業において看護の補助の業務に従事する者のうち、その
主たる業務が介護等の業務である者
- (28) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第2条第2項に規定する国立ハンセン病療養所等における介
護員等その主たる業務が介護等の業務である者
- (29) 職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)附則第4項に規定する家政婦のうち、個人の家庭において就業し、その主たる
業務が介護等の業務である者
- (30) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員
- (31) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園
事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行う施設の入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護
師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)
- (32) 「在宅重度障害者通所援護事業について」(昭和62年8月6日付け社更第185号)別添(在宅重度障害者通所援護事業実施要綱)に
基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (33) 「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」(昭和54年4月11日付け児第67号)別添(知的障害者通所援護事業実施要綱)
に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (34) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」(平成26年3月31日付け障発0331第1号)による改正前の「地域生
活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(3)に基づ
く「身体障害者自立支援」又は別記11(7)に基づく「生活サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等
の業務である者
- (35) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記1-9に基づく「移動支援事業」、別記1-11(4)
に基づく「日中一時支援」又は別記1-14(2)に基づく「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設の職員のうち、
その主たる業務が介護等の業務である者及び別記1-11(2)に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員
- (36) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づ
く地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- (37) 「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」(昭和63年12月13日付け
健医発第1414号)に基づく原子爆弾被爆者養護ホームの介護職員
- (38) 「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施について」(平成5年7月15日付け健医発第765号)
に基づく「原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施
について」(平成5年7月15日付け健医発第766号)に基づく「原子爆弾被爆者ショートステイ事業」を行っている施設の介護職員
- (39) 「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について」(昭和50年9月19日付け衛発第547号)別添(原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱)
に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被爆者家庭奉仕員
- (40) 介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

2 業務従事期間の計算方法

介護等の業務に従事した期間は、1の(1)から(40)までに掲げる者として現に従事した期間を通算して計算するものとし、1の(1)
から(40)までに掲げる者であった期間が通算1095日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が540日以上である場合に、
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号に該当するものとする。ただし、同法附則第2条各号に該
当する者については、1の(1)から(40)までに掲げる者であった期間が通算273日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労

した日数が135日以上とする。

3 業務従事期間の認定方法

介護等の業務に従事していたことの認定は、1の(1)から(28)まで及び(30)から(40)までに掲げる者であった期間については、使用者又は施設、事業所等の長、1の(29)に掲げる者であった期間については、使用者又は有料職業紹介所の所長が発行する介護業務従事期間証明書(別記様式)に基づいて厚生労働大臣(試験事務を指定試験機関に行わせる場合にあっては、指定試験機関の長)が行う。

5 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(令和6年7月3日社援基発0703第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)

1 業務従事期間の認定

過去において福祉に関する相談援助の業務又は介護等の業務に従事していた期間を有する者については、従事していた時期、現在の職業等を問わず、当該従事していた期間について業務経験を認定するものであること。

なお、業務従事期間の認定に当たっては、1日の勤務時間が短い場合であっても、1日勤務したものとみなすものとする。

2 (略)

3 介護等の業務の範囲

(1) 局長通知別添2の1に掲げる者には、次の①から③までに掲げる者(③については介護等の業務に従事している期間に限る。)が含まれること。

① 介護等の業務を行うことが業務分掌上明確になっている生活支援員等及び施設又は事業の最低基準等に定める名称以外の名称の職員(介助員等、介護等の業務が本来業務として明確に位置付けられている者が含まれる。)であって、その主たる業務が介護等の業務であるもの

② 当該施設又は事業における介護等の業務以外の業務を兼務している職員(そのことが辞令により明確になっている職員に限る。)であってその主たる業務が介護等の業務であるもの

③ 当該施設又は事業所の長であって介護等の業務を兼務しているもの

(2) 局長通知別添2の1の(1)に掲げる者には、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の委託(肢体不自由のある児童又は重症心身障害児に係るものに限る。)又は同法第27条第2項の委託を受けた施設の保育士及び看護補助者が含まれること。

また、局長通知別添2の1の(1)及び(31)に掲げる者には、介護等の業務を行うことが業務分掌上明確になっている児童指導員であって、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。

(3) 局長通知別添2の1の(2)に掲げる者には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設(障害者総合支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第2号に規定する精神障害者授産施設及び同項第4号に規定する精神障害者福祉工場をいう。)、障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設(障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設及び同法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮をいう。))、「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置要綱)に規定する身体障害者福祉工場、「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に規定する知的障害者福祉工場、障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホーム及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は隣保館(「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)別紙1(隣保館デイサービス事業実施要領)に基づく隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。)の職員であって主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。

(4) 局長通知別添2の1の(8)の第一号訪問事業及び同(10)の第一号通所事業は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の63の6第1号イに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限られること。

(5) 局長通知別添2の1の(9)、(23)、(25)から(28)までに掲げる者には、空床時のベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみに従事している者は含まれないこと。

(6) 局長通知別添2の1の(40)の「介護等の便宜を供与する事業」は、局長通知に掲げるものを除き、次のような事業であること。

ア 地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であって、介護等の業務を行っているもの

イ 介護保険法(平成9年法律第123号)第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス(以下「基準該当居宅サービス」という。)又は同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス(以下「基準該当介護予防サービス」という。)を行う事業

ウ 障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを行う事業

エ 社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業(これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。)であって、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス若しくは同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス若しくは第一号訪問事業(介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業(介護保険法施行規則第140条の63の6第1項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。))をいう。)又は第一号通所事業(同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業(介護保険法施行規則第140条の63の6第1項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。))をいう。)に準ずるもの

オ 社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業(これらの法人

- から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。)であって、障害福祉サービス事業に準ずるもの
- (7) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等(営利法人を除く。)について、介護保険法により指定居宅サービス事業者又は基準該当居宅サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、同法による指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスを実施する前(法人格取得前の期間を含む。)からこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。
 - (8) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等(営利法人を除く。)について、介護保険法により指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは基準該当介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス又は同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスを実施する前(法人格取得前の期間を含む。平成18年4月1日以後に限る。)にこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。
 - (9) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等(営利法人を除く。)について、障害者総合支援法により指定障害福祉サービス事業者又は基準該当障害福祉サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、障害者総合支援法による指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスを実施する前(法人格取得前の期間を含む。)からこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。
 - (10) 社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等(営利法人を除く。)について、介護保険法により介護予防・日常生活支援総合事業の指定又は委託を受けている、又は受けることが確実な場合であって、同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施する前(法人格取得前の期間を含む。平成27年4月1日以後に限る。)にこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。
 - (11) 身体障害者小規模通所授産施設又は知的障害者小規模通所授産施設を経営する者について、平成12年12月1日前からこれらと同等の施設を継続的に経営している場合は、平成12年12月1日前において当該施設に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。
 - (12) 局長通知別添2の1の(35)に掲げる者には、「地域生活支援事業実施要綱の一部改正について」(平成19年6月18日付け障発第0618001号)による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発0801002号)の別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記6(12)に基づく「経過的デイサービス事業」を行っていた施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。